※個人番号（マイナンバー）が記載されている書面は提出しないでください。

「夫婦関係調整（円満）調停」の手続

夫婦関係がうまくいかなくなった場合に、元の円満な夫婦関係を回復するための話し合いをする場として、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聞き、夫婦関係がうまくいかなくなった原因がどこにあるのか、どうすれば不和を解消できるか等について、調停委員会が必要な助言をしながら、夫婦自身が夫婦関係を改善する方法を考えていくことになります。また、その間の生活費の問題や、未成年者の子と離れている親がいる場合には、その親と子との面会交流をどうするか等についても話し合うことができます。

この調停手続は、離婚するかどうか迷っている場合にも利用することができます。離婚することで意見が一致すれば、そのまま離婚の条件についても話し合うことができます。

申立てをする人	夫又は妻
申立てをする裁判所	相手方の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	□ 収入印紙1200円 □ 連絡用の郵便切手[140円×1枚、84円×5枚、10円×5枚、2円×5枚]
申立てに必要な書類	□ 申立書３通（裁判所用、相手方用、申立人の控え用） ※申立書には相手方に開示できない住所を記載しないでください。 □ 事情説明書１通 □ 送達場所等の届出書１通 □ 進行等照会書１通 □ 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）１通 ※３か月以内に発行されたもの 事案によっては、追加書類の提出をお願いすることがあります。 ★書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分は、マスキング（黒塗り）をしてください。マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラ（ホッチキス等）でとめて、一体として提出してください。

手続の流れ（一般的な流れを示したものです。）

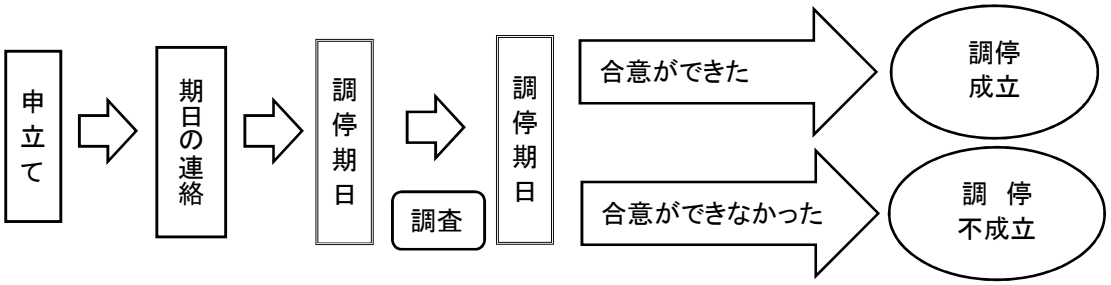

注　家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

（送付先）
〒８８０－８５４３
宮崎市旭２丁目３番１３号　宮崎家庭裁判所受付係（TEL０９８５－６８－５１４６）